

第3章 基本理念と施策体系などについて

1. 基本理念・基本方針

(1) 基本理念

高齢者を取り巻く社会・経済情勢は厳しく、また刻々と変化していますが、本市が総合計画で掲げる政策「自分らしくいきいきと安心して心豊かに暮らせる地域共生社会の実現」を目指していくために、本計画においては以下の基本理念を中心に据え、今後3年間の高齢者福祉施策を進めていきます。

第9期計画期間中には、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を迎えます。その後も高齢者人口は増え続け、令和27（2045）年にピークを迎えます。一方で、生産年齢人口の急減による介護の担い手不足などが懸念されることから、高齢者が自分らしくずっと安心して健康に暮らせるまちとなるよう、こうした中長期的な状況を見据えて、各種施策に取り組みます。

また、国の基本指針において、地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤とされています。第9期計画においても、地域包括ケアシステムの深化・推進を通じ、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現を目指します。

【基本理念】自分らしく安心して暮らせる健康長寿社会の実現 (地域包括ケアシステムの深化・推進)

高齢者が、住み慣れた地域で、人や社会とつながり、健康で生きがいを持って活躍し、いつまでもいきいきとした生活ができるよう、支え合いによる生活支援や疾病・介護予防を推進するとともに、介護サービス基盤の整備・充実を図り、自分らしく安心して暮らせる健康長寿のまち「にいがた」を目指します。

(2) 基本方針

基本理念の実現に向け、具体的な施策を定めていく必要があります。第9期計画の基本方針については、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立したことを踏まえ、これまでの「予防」、「生活支援」、「介護」、「医療」、「住まい」の5つのキーワードに、新たに「認知症施策の推進」を加え体系を分類し、各種施策を展開します。

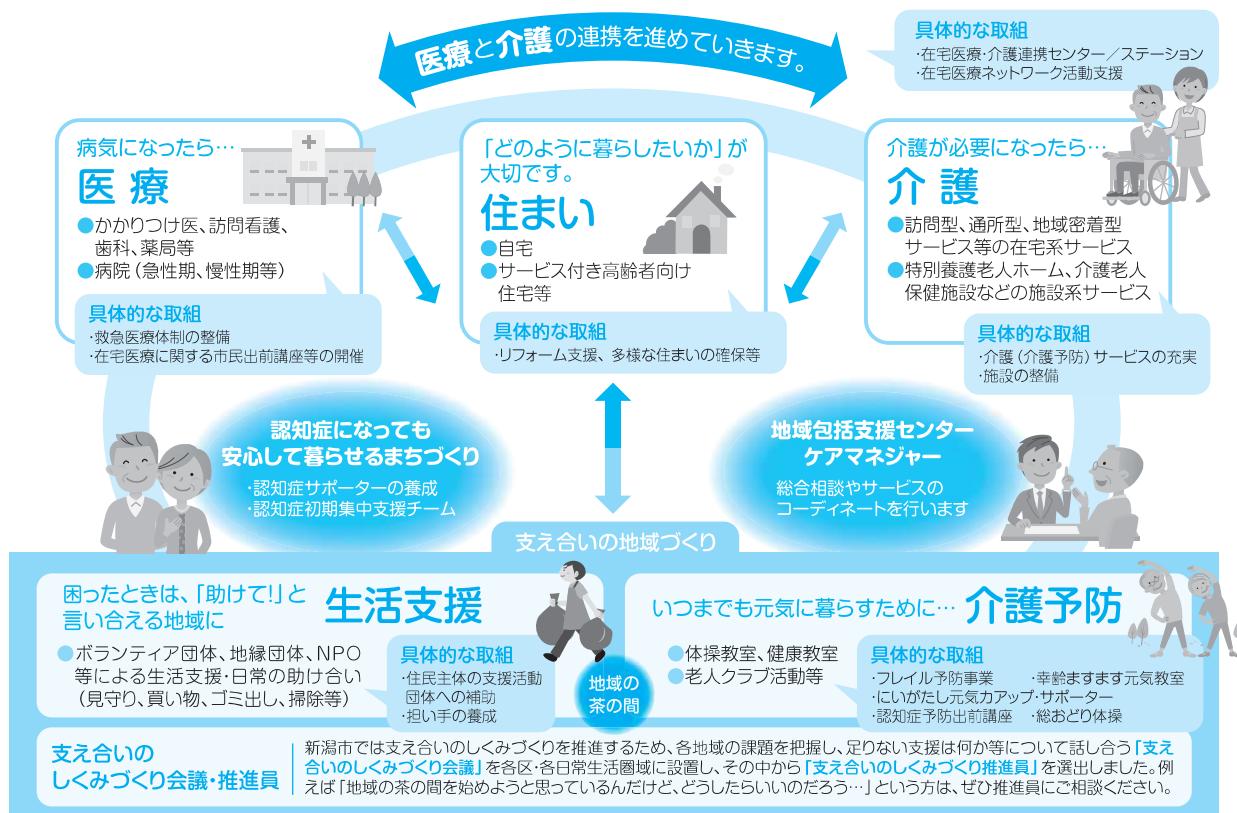
- | | |
|--------|---|
| 【基本方針】 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護予防・健康づくり、社会参加の推進 【予防】 2. 生活支援サービス等の充実 【生活支援】 3. 介護保険サービスの充実 【介護】 4. 在宅医療・介護連携の推進 【医療】 5. 住まい・施設の基盤整備の推進 【住まい】 6. 認知症施策の推進 |
|--------|---|

2. 自分らしく安心して暮らせる健康長寿社会の実現のための重点取組事項

高齢者人口の増大や単身高齢者世帯、認知症高齢者の増加などにより、医療や介護ニーズ、日常の生活支援に対するニーズがさらに増加する一方、現役世代の人口が減少し、担い手の不足が見込まれるため、地域においてより効果的で効率的に高齢者を支える仕組みが必要です。

こうした状況は、高齢者人口がピークを迎える令和27（2045）年に向けてさらに加速していくことから、地域全体で高齢者を支える仕組み「地域包括ケアシステム」を深化・推進させるとともに、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく、安心して暮らせる健康長寿社会を実現していくため、以下の事項に重点的に取り組みます。

- (1) 支え合いのしくみづくりの推進
- (2) 介護人材確保の取組の強化
- (3) 在宅医療・介護連携の推進
- (4) 認知症施策の推進

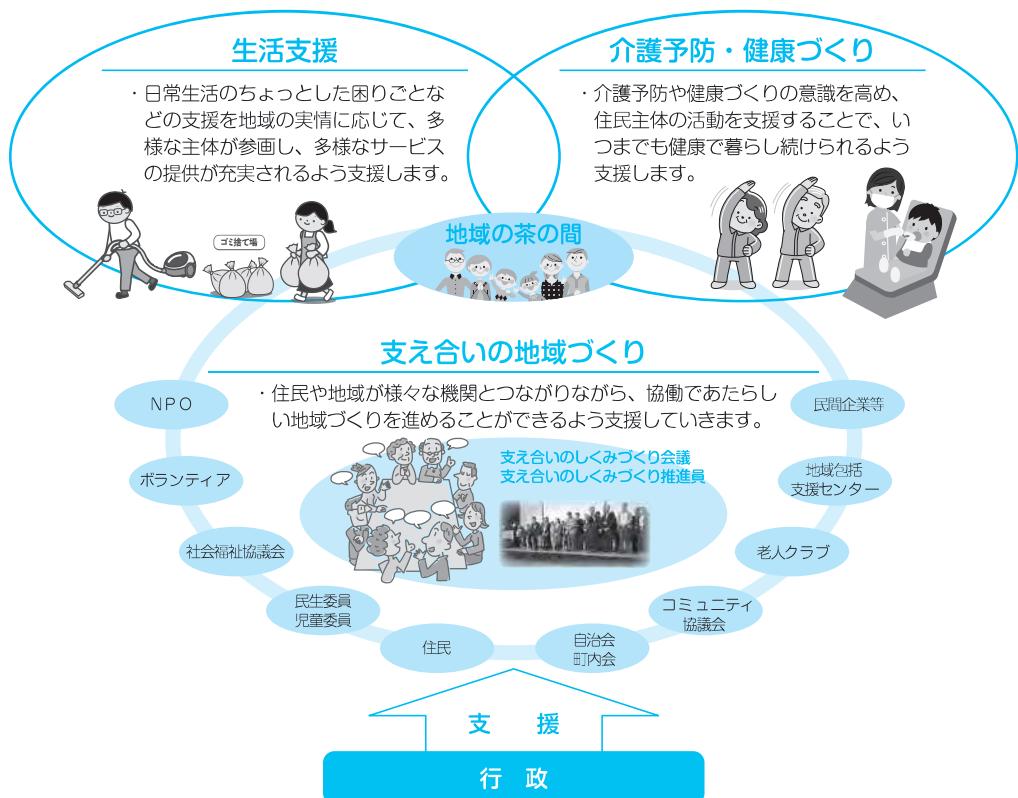


第3章 基本理念と施策体系などについて

(1) 支え合いのしくみづくりの推進

地域包括ケアシステムにおいては、支え合う地域づくりが大切です。地域の茶の間などをはじめとした住民が主体の生活支援が一人一人の介護予防・健康づくり（健康寿命の延伸）につながることを目指します。

また、こうした支え合う地域づくりが、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくける地域共生社会の構築にもつながることから、地域の多様な主体が協働する取組を支援していきます。



【主な関連事業】

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ○支え合いのしくみづくり会議・推進員 | ○高齢者等あんしん見守りネットワーク |
| ○地域包括ケア推進モデルハウス | ○担い手の養成 |
| ○地域の茶の間への支援 | |

(2) 介護人材確保の取組の強化

現役世代が減少する中においても、介護現場が地域における介護ニーズに応え、職員がやりがいを持って働き続けられる環境づくりを進めるために、介護という仕事の魅力発信、介護分野で働く人材の確保・定着などの取組について、関係機関と連携しながら進めていくことが重要です。

本市では、「介護の魅力発信」、「新たな介護人材や多様な介護人材の確保」、「介護人材の定着支援」の3つの視点から各種施策に取り組むとともに、国や県、介護サービス事業所、介護福祉士養成校、その他介護人材に関わる機関と連携して介護人材確保対策を推進します。

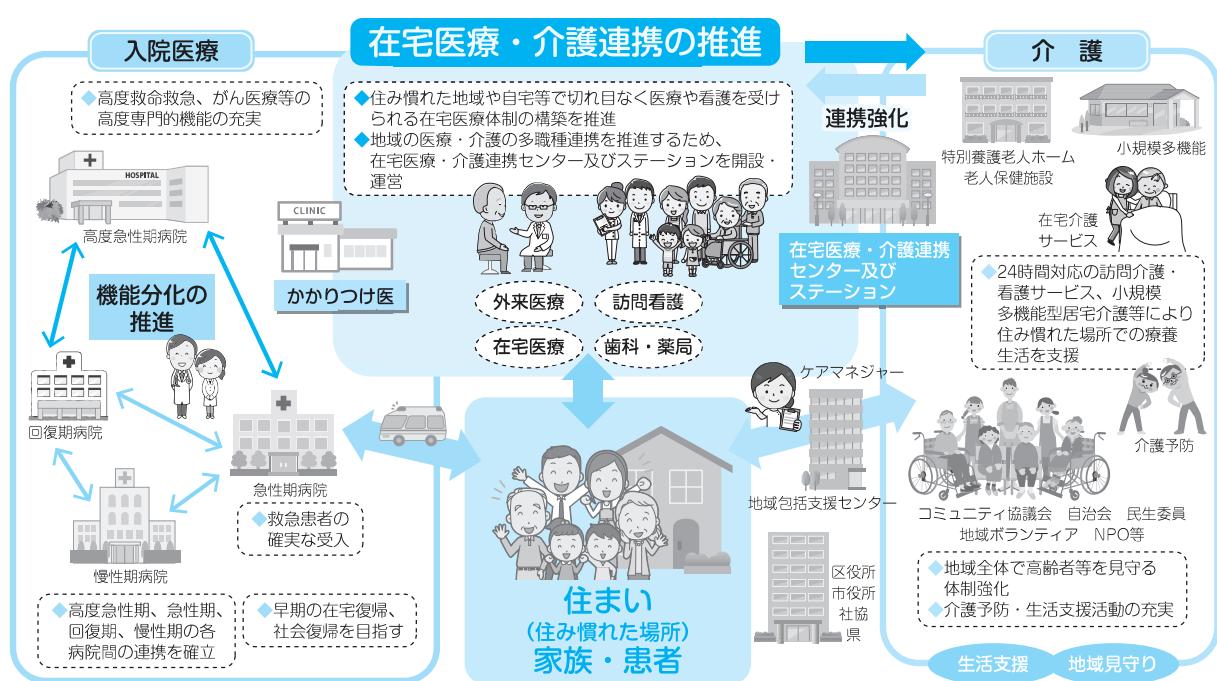
【主な関連事業】

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ○医療と介護の出前スクール | ○担い手の養成 |
| ○介護福祉士養成校の学生表彰事業 | ○介護職員を対象とした専門研修 |
| ○介護施設見学会 | ○介護職員等キャリアアップ支援事業 |
| ○にいがたし元気力アップ・サポーター制度 | ○新潟市介護人材確保対策協議会 |

(3) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護のニーズを併せ持つ慢性疾患や認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等さまざまな局面において、地域における在宅医療や介護の提供に携わる関係者が連携し、切れ目なく一体的に支援できる体制構築に向けた取組を推進していきます。

また、在宅医療を担う医師や看護師などの人材確保や、人生の最終段階における医療、看取り等への市民の理解を深めるための普及啓発をさらに強化して取り組みます。



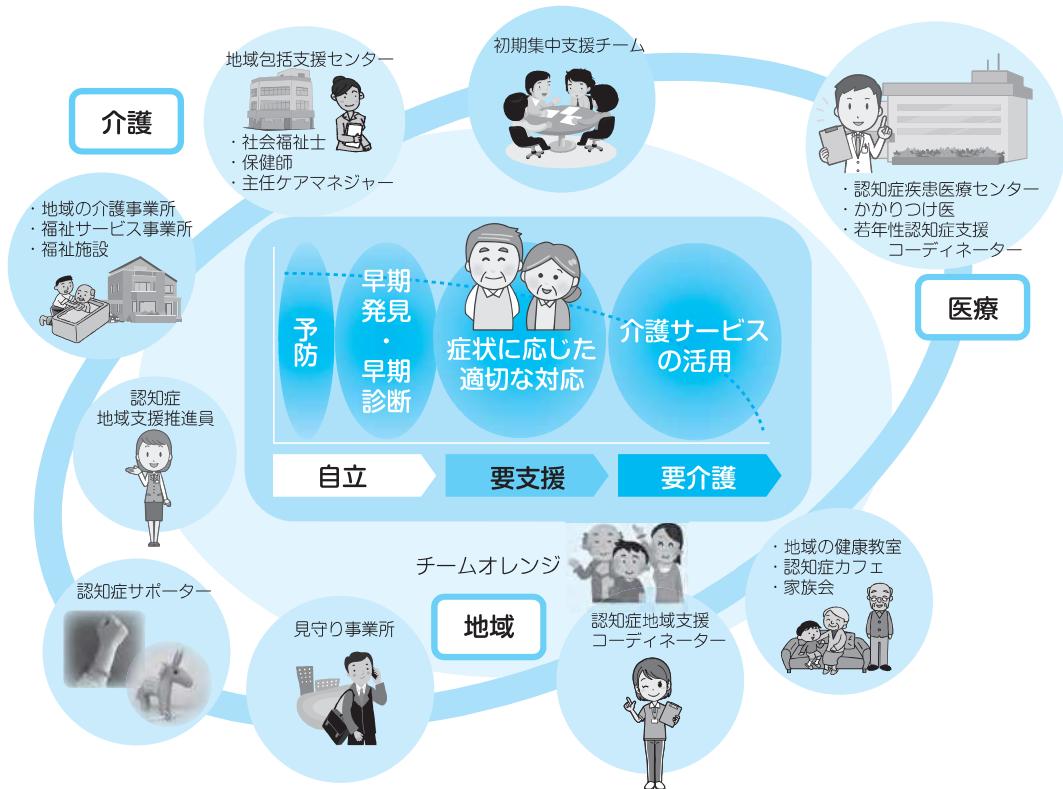
【主な関連事業】

- | | |
|-----------------|---|
| ○在宅医療・介護連携推進協議会 | ○医療と介護の市民講座、働く人のための医療・介護セミナー、医療と介護の出前スクール |
| ○地域医療連携強化事業 | |
| ○地域看護連携強化事業 | |
| ○ご当地連携研修会 | |

(4) 認知症施策の推進

急速な高齢化に伴い、認知症の人は年々増加していることから、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の構築は、今後ますます重要となってきます。

国においては、認知症の人を含めた国民一人一人が個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合う共生社会の実現を推進することを目的として、認知症基本法を制定しました。今後は、同法の内容や今後示される国の認知症施策推進基本計画を踏まえ、「正しい知識と理解の普及」、「予防・社会参加」、「医療・介護連携による切れ目のない支援」、「認知症に理解ある共生社会の実現」といった施策を推進し、共生社会の実現を図ります。



【主な関連事業】

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| ○認知症サポーターやキャラバン・メイトの養成 | ○認知症地域支援コーディネーター配置事業 |
| ○認知症ケアパスの作成 | ○認知症カフェや家族会への支援 |
| ○認知症予防出前講座 | ○認知症サポートステップアップ講座 |
| ○認知症初期集中支援推進事業 | ○グループホーム等整備推進事業 |
| ○医療・介護関係者を対象とした研修会の実施 | ○徘徊高齢者家族支援サービス事業 |
| ○認知症サポート医の養成 | ○若年性認知症支援コーディネーター配置事業 |

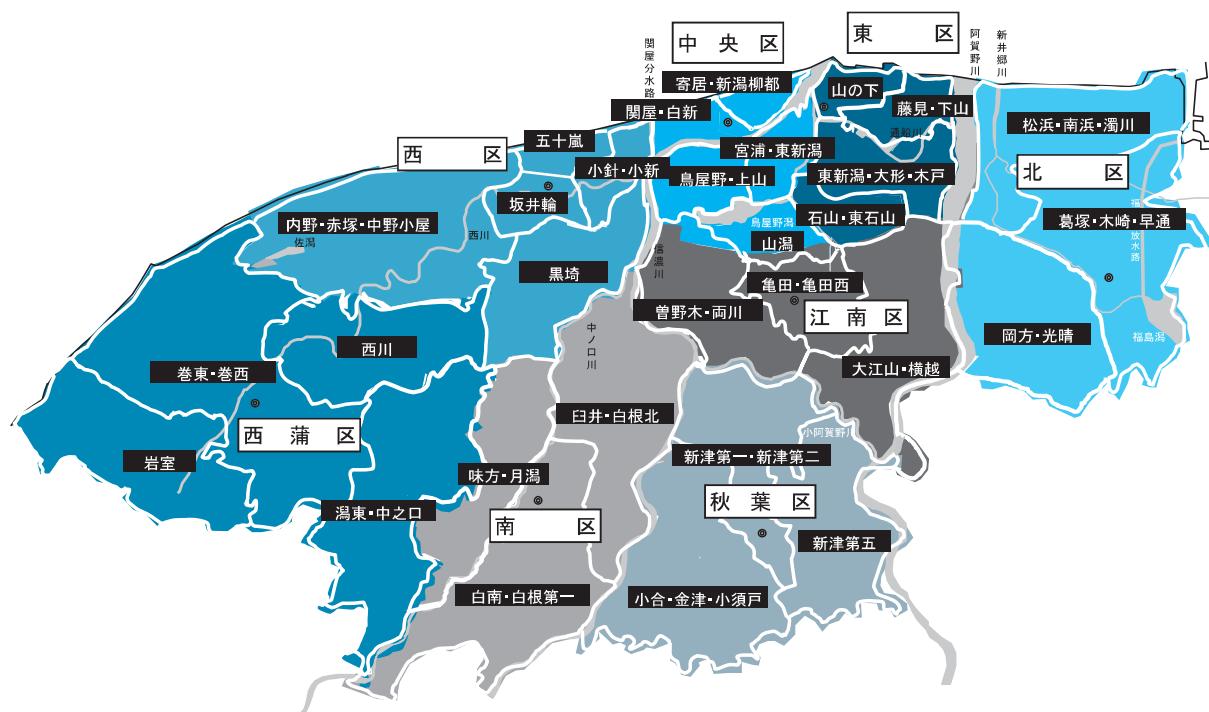
3. 日常生活圏域のあり方

日常生活圏域は、人口、交通事情等の社会的条件や地理的条件、介護サービスを提供する施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において、地域の実情に応じて定めるものです。

本市では、単一または複数の中学校区を基本として30の日常生活圏域を設定し、この圏域を単位として、地域密着型サービスなどの基盤整備を行うほか、地域包括支援センターを設置し、高齢者への支援を行っています。

今後、高齢者人口が増加する圏域においてもきめ細かな支援が行われるよう、地域の状況を踏まえ支援体制を構築していきます。

図 本市の日常生活圏域



4. 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

介護保険制度は、高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止を理念としています。

第9期計画では、65歳以上の高齢者の要支援・要介護認定率を、「第5章 介護サービス量の見込みなどについて」の中で推計した、過去の実績に基づく計画値未満となることを目標に、地域の実情に応じた予防や重度化防止につながる様々な施策に取り組み、高齢者の健康寿命の延伸と、自立支援・重度化防止を推進していきます。

高齢者の自立支援や重度化防止の取組に関する目標値

～高齢者の要支援・要介護認定率～

R6	R7	R8
19.8% を下回る	19.9% を下回る	20.2% を下回る

※各年10月1日時点の推計値。認定率の詳細は56ページを参照

また、多様な取組の内容については、「第4章 施策の展開について」の中で記載し、各年度の指標設定については、「各施策項目別の主な指標一覧」に記載しています。

5. 施策体系

